

# 山梨県産材認証センター事業実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、山梨県産材認証センター（以下「センター」という。）がセンター設置規則第2条に掲げる事業の実施に必要な事項を同規則第7条の規定により定めるものとする。

### (定義)

第2条 山梨県産材（以下「県産材」という。）とは、山梨県内の森林で生産された素材を、原則として県内で加工した最終製品及び、その過程の素材、製品もしくは、以下に定める方法により生産履歴が明確となっているものをいう。

- 2 県内で生産していない製品品目のうち、県産材の素材を用いて、県外施設で生産される製品について、センターが認証するものに限り山梨県産材認証製品（以下「認証製品」という。）という。  
但し、合板、LVL等の製品品目にあっては、県産材の素材の使用量が50%を超えるもの。
- 3 特殊防腐処理、圧縮処理等の県内の施設での実施が困難で、生産工程の一部に県外施設での委託加工処理が含まれるものについては、別に定める条件を満たしたものに限る。

### (生産履歴の確認方法)

第3条 次のすべての要件が満たされていることにより県産材としての生産履歴の確認を行う。

- (1) 第5条に定める登録事業者が取り扱っていること。
- (2) 生産から加工、流通に至る木材の生産履歴を第20条に定める県産材管理票により確認できること。
- (3) 前条第2項の認証製品については、別に定める方法により生産履歴が確認できること。

### (合法性証明)

第4条 次の要件のいずれかが満たされた場合、当該素材が合法的に伐採されたものであることを証明する「合法性証明」を併せて行うことができるものとし、以下、県産材とは「県産材及び、伐採における合法性が証明されている県産材」を指すものとする。

- (1) 森林法の規定に基づき合法的に伐採されたものであることを証明し得る官公庁発行の書類が添付されていること。
- (2) 前号による書類の発行が困難な事例にあって、これに代替し得る証明書によって合法的に伐採されたものであることが確認できる書類が添付され、センターが認めたもの。

## 第2章 事業者登録制度

### (事業者登録の申請)

第5条 県産材を取り扱う事業者としてセンターに登録を希望する者は、山梨県産材・合法木材取扱事業者認定申請書（要綱－第1号様式）に必要事項を記載し、センターに提出する。

- 2 登録申請をすることが出来る事業者は、山梨県内で県産材を取り扱う事業者及び認証製品を生産する県外の事業者とする。

### (登録認定審査・登録)

第6条 センターは前条による申請書が提出されたときは、別に定める認定基準による審査を行い、審査結果を申請者に通知する。

- 2 前項により審査に合格した旨の通知を受けた申請者は、誓約書（要綱－第2号様式）をセンターに提出する。
- 3 センターは、前項の誓約書を受理したときは、登録事業者台帳に記載し、ホームページ等により公開するとともに、登録事業者に山梨県産材・合法木材取扱事業者認定証（要綱－第3号様式）を交付する。

### (登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、山梨県産材・合法木材取扱事業者認定証の交付を受けた日から5年間とする。

### (登録の更新)

第8条 登録事業者が、有効期間満了後も引き続きセンターに登録を希望する場合、山梨県産材・合法木材取扱事業者認定申請書（要綱－第1号様式）に必要事項を記載し、センターに提出する。

- 2 センターは、前項による申請書が提出されたときは、登録事業者台帳を更新し、登録事業者に新たな山梨県産材・合法木材取扱事業者認定証（要綱－第3号様式）を交付する。
- 3 更新する場合の登録の有効期間は、前項によって交付を受けた日から5年間とする。

### (定期監査)

第9条 センターは登録事業者が適正に県産材生産履歴の明確化に取り組んでいるかを確認するため、定期的に監査を行う。

### (登録事業者の責務)

第10条 登録事業者は、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) センターの定める諸規定を遵守するとともに、センターの定める経費を負担すること。
- (2) 第6条、第9条に定める審査及び監査の実施に協力すること。
- (3) 登録内容に変更があった場合は、遅滞なくセンターに報告すること。
- (4) 県産材の利用推進に努めること。

(登録の抹消)

第11条 登録事業者は、自己の都合により登録を抹消したいときは、山梨県産材取扱事業者登録抹消申請書（要綱－第4号様式）をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、前項による申請があったときは登録を抹消する。

3 登録を抹消する事業者が既にセンターに納付した経費等は返還しない。

(登録の取消)

第12条 センターは、登録事業者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、登録を取り消す。

(1) 第5条、第8条の申請書の内容に虚偽があった場合。

(2) 県産材以外の木材を県産材と偽って販売、又は譲り渡した場合。

(3) 第10条に定める責務を果たさなかった場合。

(4) センターの信用をおとしめ、かつセンターの指導に従わない場合。

2 センターは、第1項の取り消しをしたときは、事業者名及びその内容をホームページ等で公開する。

3 登録を取り消された事業者が既にセンターに納付した経費等は返還しない。

### 第3章 製品認証制度

#### (認証製品生産事業者の登録)

第13条 認証製品を生産しようとする県外の事業者は、山梨県産材認証製品生産事業者認定申請書（要綱一様式第5号）をセンターに提出し、認証製品生産事業者審査を受けなければならない。

#### (認証製品生産事業者審査・登録)

第14条 センターは前条による申請があったときは、別に定める基準により審査を行い、審査結果を申請者に通知する。

- 2 前項により審査に合格した旨の通知を受けた申請者は、誓約書（要綱一第2号様式）をセンターに提出する。
- 3 センターは、前項の誓約書を受理したときは、登録事業者台帳に記載し、ホームページ等により公開するとともに、認証製品生産事業者に山梨県産材認証製品生産事業者認定証（要綱一第6号様式）を交付する。

#### (認証製品生産事業者登録の有効期間)

第15条 登録の有効期間は、山梨県産材認証製品生産事業者認定証の交付を受けた日から1年間とする。

#### (認証製品生産事業者登録の更新)

第16条 前条の登録事業者が、有効期間満了後も引き続きセンターに登録を希望する場合、山梨県産材認証製品生産事業者認定申請書（要綱一様式第5号）をセンターに提出する。

- 2 センターは、前項による申請書が提出されたときは、別に定める基準により審査を行い、審査結果を申請者に通知する。
- 3 前項の審査に合格した場合は、登録事業者台帳を更新し、認証製品生産事業者に新たな山梨県産材認証製品生産事業者認定証（要綱一第6号様式）を交付する。
- 4 更新する場合の登録の有効期間は、前項によって交付を受けた日から1年間とする。

#### (認証製品の申請)

第17条 認証製品生産事業者は、製品出荷予定日の14日前までに山梨県産材認証製品申請書（要綱一様式第7号）をセンターに提出し、認証製品審査を受けなければならない。

#### (認証製品審査)

第18条 センターは前条1項による申請があったときは、センター職員による現地での事前審査を行う。

- 2 センターは、前項による事前審査報告を受け、別に定める基準により審査を行い、審査結果を申請者に通知し、審査に合格した場合は認証製品証明書（要綱一様式第8号）を交付する。
- 3 前条による申請者が、認証製品を恒常に生産できる能力及び管理体制を有しているとセンターが判断した場合には、認証製品審査を書面による審査に簡略化することができる。

#### (認証製品の使用)

第19条 認証製品は、原則として県内の登録事業者が使用者に認証製品を供給しなければならない。

- 2 上記によらない場合は、認証製品生産事業者、販売事業者等の関係者及びセンター間で協定を締結し、協定内容を遵守して使用しなければならない。

## 第4章 県産材管理票・ラベリング制度

### (県産材管理票)

第20条 県産材の生産履歴を明確にするために、登録事業者は、県産材管理票（要綱一第9号様式、以下「管理票」という。）により管理を行わなければならない。

- 2 認証製品の生産に係る認証製品生産事業者は山梨県産材認証製品管理簿（要綱一第10号様式、以下「認証製品管理簿」という。）により管理を行わなければならない。

### (管理票の交付、取扱)

第21条 管理票はセンターが作成し、登録事業者に交付する。

- 2 前項により交付を受けた登録事業者は、善良な管理者の注意をもって管理票を取り扱うとともに、自ら行う県産材の販売以外に管理票を使用してはならない。
- 3 登録事業者は、管理票を使用しなくなったときは、センターに返還しなければならない。

### (管理票の保管)

第22条 登録事業者は、管理票を発行したときは、発行した日を含む年度が終了した日から5年間、受領した管理票、発行した管理票の原本及び、第4条による合法性証明を併せて行った場合はこれに必要な書類を保管しなければならない。

### (発行実績の報告)

第23条 登録事業者は、毎年度末までの発行実績等をとりまとめた県産材管理票発行等実績集計表（要綱一第11号様式）を次年度の5月末までにセンターに提出しなければならない。

### (ラベリング)

第24条 県産材には、センターが定める認証マークを印字したシールを貼付または刻印等により表示することが出来る。シールを貼付した場合は、シールの発行番号を管理票に記載するものとする。

- 2 前項のシールはセンターが作成し、登録事業者に有償で交付する。
- 3 登録事業者は、交付されたシールを使用しなくなったときは、センターに返還しなければならない。
- 4 認証製品に認証製品であることを表示する場合は、あらかじめセンターに表示内容を申請し、承認を受けるものとする。

### (認証製品管理簿)

第25条 認証製品管理簿は認証製品生産事業者が作成する。

- 2 前項により作成した認証製品管理簿は、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、自ら行う認証製品の販売以外に使用してはならない。
- 3 認証製品管理簿は、発行した日を含む年度が終了した日から5年間保管しなければならない。
- 4 認証製品生産事業者は、毎年度末までの管理実績等をとりまとめた認証製品出荷等実績集計表（要綱一様式12号）を次年度の5月末までにセンターに提出しなければならない。

## 第5章 県産材利用認証

### (県産材使用認証書)

第26条 県産材の生産履歴及び流通経路を認証する必要がある場合、センターは別に定めるところにより、県産材使用認証書を発行するものとする。

### (県産材利用住宅の認証)

第27条 センターは、建築主等の必要に応じて、県産材を、一定量以上使用して建築される木造住宅を、別に定めるところにより、山梨県産材利用住宅として認証するものとする。

## 第5章 雜 則

### (実施要領)

第28条 この要綱で定めるもののほか、各種認定審査、事業者登録及び製品認証の申請等に係る経費、県産材使用認証書、県産材利用住宅の認証等の実施に必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年9月9日から施行する。

この要綱は、平成18年9月6日から施行する。

この要綱は、平成21年5月28日から施行する。

この要綱は、平成22年9月8日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 山梨県産材認証センター事業実施要領

### (目的)

第1 この要領は、山梨県産材認証センター事業実施要綱（以下「要綱」という。）第28条に基づき事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

### (認定審査基準)

第2 要綱第6条の認定審査は、次の5原則による分別管理能力を審査することにより行う。

- 原則1：文書管理（分類管理が書類上で確認できること）
- 原則2：入荷の確認（入荷した製品等が県産材であるか否かを確認していること）
- 原則3：製品の分別（県産材とその他の木材を物理的に分別管理していること）
- 原則4：出荷の確認（出荷する製品等が県産材であるか否かを確認していること）
- 原則5：記録（分別管理の履行状況が第3者に説明出来るような記録を残せること）

### (認証製品生産事業者及び認証製品審査基準)

第3 要綱第14条及び第18条の認定審査は、次の8原則による分別管理能力等を審査することにより行う。

- 原則1：文書管理（分類管理が書類上で確認できること）
- 原則2：入荷の確認（入荷した製品等が県産材であるか否かを確認していること）
- 原則3：製品の分別（県産材とその他の木材を物理的に分別管理していること）
- 原則4：出荷の確認（出荷する製品等が認証製品であるか否かを確認していること）
- 原則5：記録（分別管理の履行状況が第3者に説明出来るような記録を残せること）
- 原則6：流通経路（県内登録事業者を経由して認証製品が供給されていること）
- 原則7：県内登録事業者との競合（県内の加工業者や流通業者との競合が図られないこと）
- 原則8：県産材の普及啓発（県外への利用においても積極的な普及啓発活動ができること）

### (委託加工処理における条件)

第4 要綱第2条第3項の条件とは次のとおりとする。

- (1) 製品についての責任は、委託者が負うこと。
- (2) 工程の一部を担う事業者（委託先）と、登録事業者（委託元）との間で、委託内容が書面で締結されていること。
- (3) 委託先の事業者の工場等において、製品の分別管理が明確になされており、他製品との混合が無いこと。

#### (事業者登録に係る経費)

第5 要綱第2章の事業者登録に係る経費の種類及び額は次のとおりとする。

##### (1) 登録(更新)審査料

- 登録分野 ①素材生産・素材販売：5,000円／5年  
②加工販売：10,000円／5年  
③製品流通：10,000円／5年  
※別途消費税がかかります。  
・登録分野が複数となる場合は、各分野の合計額とする。  
・FSC-COC認証を取得している事業者が認証の範囲で登録する場合及び、原木市場運営事業者の素材販売分野に係る登録の場合、登録審査料は無料とする。  
・登録審査料は認定(更新)申請書提出と同時に納入する。

##### (2) 登録維持費

- 登録分野 ①素材生産・素材販売：10,000円／年  
②加工販売：20,000円／年  
③製品流通：10,000円／年  
※別途消費税がかかります。  
・登録分野が複数となる場合は、各分野の合計額とする。  
・山梨県木材協会会員事業者の登録維持費は上記の半額とする。  
・登録維持費は登録年から毎年納入する。

#### (認証製品生産事業者登録に係る経費)

第6 要綱第3章の認証製品生産事業者登録に係る経費の種類及び額は次のとおりとする。

##### (1) 登録(更新)料

- 登録分野 製品認証：50,000円／年  
※別途消費税がかかります。  
・登録審査料は認定(更新)申請書提出と同時に納入する。  
・認証できない場合は、手数料を全額返還とする。

##### (2) 登録(更新)審査出張旅費

- 登録分野 製品認証：認証審査に係るセンター職員の出張旅費実費精算額。  
・出張旅費は審査終了後にセンターより請求する。  
・申請事業者の経費負担の対象となる出張職員の人数は1名とする。  
・旅費の算出基準は、センター運営団体の定める旅費規程によるものとする。

#### (認証製品証明書の発行に係る経費)

第7 要綱第3章第18条の認証製品審査に係る経費の種類及び額は次のとおりとする。

##### (1) 認証製品証明書発行手数料

○登録分野 製品認証：50,000円／件

※別途消費税がかかります。

- ・証明書発行手数料は認証製品申請書提出と同時に納入する。
- ・認証できない場合は、手数料を全額返還とする。

##### (2) 認証製品審査出張旅費

○登録分野 製品認証：認証審査に係るセンター職員の出張旅費実費精算額。

- ・出張旅費は審査のためにセンター職員の出張が必要となった場合のみ、審査終了後にセンターより請求する。
- ・申請事業者の経費負担の対象となる出張職員の人数は1名とする。
- ・旅費の算出基準は、センター運営団体の定める旅費規程によるものとする。

#### (登録事業者台帳)

第8 要綱第6条3項及び要綱第14条3項の登録事業者台帳は「要領一様式1」によるものとし、事業者認定書の交付と同時に登録事業者台帳に登録・記載するものとする。

#### (定期監査)

第9 要綱第9条の定期監査は、事業者登録をした次年度から毎年度1回行うものとする。

但し、要綱第23条の管理票発行等実績集計表の内容など、登録事業者における認証システムの運用に疑義が生じた場合は隨時実施する。

2 登録事業者は定期監査の実施に協力しなければならない。

#### (管理票の交付申請)

第10 登録事業者が要綱第21条の県産材管理票の交付を受けるときは、県産材管理票交付申請書「要領一様式2」を提出しなければならない。

2 センターは前項の申請書の内容が適正であると認めた場合は、県産材管理票を1冊あたり3,000円 別途消費税がかかります。

有償交付する。

#### (認証シールの交付申請)

第11 登録事業者が要綱第24条のシールの交付を受けるときは、ラベリングシール交付申請書「要領一様式3」を提出しなければならない。

2 センターは前項の申請書の内容が適正であると認めた場合は、シール1枚あたり30円（消費税込）で有償交付する。

(刻印等によるラベリング)

第 12 登録事業者が要綱第 24 条の刻印等によるラベリングを行うときは、その内容、使用する機器等についてセンター会長に書面で協議し、その承認を得なければならぬ。

(県産材使用認証書の発行)

第 13 登録事業者が要綱第 26 条の県産材使用認証書の交付を受けるときは、県産材使用認証書交付申請書「要領一様式 4」又は「要領一様式 4-2」を提出しなければならない。

- 2 センター会長は前項の申請書の内容が適正であると認めた場合は、「要領一様式 5」又は「要領一様式 5-2」による県産材使用認証書を発行・交付する。
- 3 前項の発行に係る手数料は、1 件あたり 30,000 円 別途消費税がかかります。交付時に徴収する。  
ただし、国土交通省地域型住宅ブランド化事業の場合は、1 件あたり 10,000 円 別途消費税がかかります。

(県産材利用住宅認証制度)

第 14 センターは、要綱第 27 条に定める県産材利用住宅の認証に当たっては、別に定めるところにより、実施するものとする。

- 2 前項の結果、認証基準に適合していると確認された場合、センターは、別に定めるところにより、県産材利用住宅としての証明書を発行するものとする。

(運用規定)

第 15 この要領で定めるもののほか、各種認定審査、事業者登録制度、ラベリング制度、合法性証明、県産材利用住宅認証制度の運用に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 9 月 9 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 9 月 6 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 5 月 28 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 8 月 31 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 10 月 18 日から施行する。